豚、鶏又はうずら	ア　確認済ゼラチン等 イ　豚又は馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。） ウ　豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。） エ　豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。） オ　家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。） カ　家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。） キ　魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。） ク　食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第２条第２項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
養殖水産動物	ア　確認済ゼラチン等 イ　確認済豚血粉等 ウ　確認済豚肉骨粉等 エ　確認済原料混合肉骨粉等 オ　確認済チキンミール等 カ　確認済家きん加水分解たん白等 キ　確認済魚介類由来たん白質
牛	ア　確認済ゼラチン等 イ　確認済豚血粉等 ウ　確認済チキンミール等 エ　確認済魚介類由来たん白質 ク　牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。） ケ　牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。） コ　食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
蜜蜂	ア　確認済ゼラチン等 イ　確認済豚血粉等 ウ　確認済チキンミール等 エ　確認済魚介類由来たん白質

別表第１の２の⑵のア中「⑴のイ」を「⑴」に改め、同⑵のケ中「動物由来たん白質」の次に「（確認済ゼラチン等を除く。）」を加える。

別表第１の２の⑶及び⑷中「⑴のイ」を「⑴」に改める。

別表第１の５の⑴のア中「家きん由来たん白質」の次に「（確認済ゼラチン等を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。